

埼玉県中小企業DX導入支援補助金Q & A

(令和8年6月2日現在)

分類	番号	質問	回答
1 補助対象者	Q1-1	個人事業主は、補助対象となりますか。	対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は手引き等を御確認ください。
1 補助対象者	Q1-2	企業組合、特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等は、補助対象となりますか。	<p>対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は手引き等を御確認ください。また、次の各々の要件を全て満たす特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人も、申請の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特定非営利活動法人（NPO法人）の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。 ・ 従業員数が300人以下であること。 ・ 税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。 ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。 ■ 社会福祉法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第32条に規定する所官庁の認可を受け設立されている法人であること。 ・ 従業員数が300人以下であること。 ・ 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。
1 補助対象者	Q1-3	近く県外に移転する予定ですが、補助対象となりますか。	補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意があることが応募の要件となりますので、県外に移転する予定がある場合は補助対象外となります。
1 補助対象者	Q1-4	本社は県内にありますが、県外の事業所で実施している事業については補助の対象になりますか。	<p>補助対象事業は、県内の自社の事業所等において実施している業務の労働生産性向上に取り組む事業となりますので、対象外となります。</p> <p>なお、県内の事業所で実施しており、DXツールの導入により、県外の事業所でも一体的に運用する必要がある場合は県内事業所で要する経費のみ対象となり得ます。</p>
1 補助対象者	Q1-5	最近創業し、決算期をまだ迎えていない場合には対象とならないのでしょうか。	補助金申請では、事業実態等を確認するため、直近1年分の確定申告書の写しを御提出いただくこととしているため、決算期を迎えていない場合は対象とはなりません。
1 補助対象者	Q1-6	業種による申請の制限はありますか。	<p>事業者が営む主たる業種による制限はありません。また、導入を希望するDXツールの種類についても、用途や他の申請要件に合致する限り、業種による制限はありません。詳細は手引き等を御確認ください。</p> <p>なお、申請する事業や事業全体の運営に対して国や県・市町村などから補助を受けている場合は補助対象外となります。</p>
1 補助対象者	Q1-7	中小企業省力化投資補助金やデジタル化・AI導入補助金に既に申請中ですが（あるいは交付決定を受けていますか）、本補助金にも申請することはできますか。	補助を受けようとする経費について、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関から補助金（中小企業省力化投資補助金やデジタル化・AI導入補助金を含む。）又は助成金等を申請・受給している場合は、補助対象外となります。
2 補助対象要件等	Q2-1	DXツールとはどのようなものですか。	生産性向上に資するシステム及びITツール（ソフトウェア）を指します。そのため、ハードウェアの導入を主体とした取組は補助対象外となります。例については、「補助事業の手引き」別表1をご確認ください。
2 補助対象要件等	Q2-2	「補助事業の手引き」別表1以外のDXツールは補助対象外になりますか。	<p>別表1については例示であり、記載以外のDXツールでも労働生産性向上に資するものであれば、対象となり得ます。</p> <p>申請の際の提出書類である実施計画書の内容から実効性や効果を審査しますので、ツールの機能、生産性向上のプロセスや予想される効果を具体的に明瞭にお示しください。</p>
2 補助対象要件等	Q2-3	DXツールを選ぶ際のアドバイスはありますか。	<p>導入するDXツールに関する助言等は行っていません。</p> <p>埼玉県DX推進支援ネットワークにて支援を行っている「DXコンシェルジュ」に御相談できる他、「DXツールを体験できる展示会」も実施していますので是非ご利用ください。</p> <p>「埼玉県DX推進支援ネットワーク」 https://www.saitamadx.com/sodan/ 「体験型DX展示会」 https://dx-expo.pref.saitama.lg.jp/</p>
2 補助対象要件等	Q2-4	DXツールを導入しても労働生産性の向上が見込めない場合は対象外になりますか。	本補助金では、県内中小企業者等がDXツールを導入・活用し、労働生産性の向上を図ることを目的としていますので、労働生産性向上以外を目的とした事業は補助対象外となります。
2 補助対象要件等	Q2-5	加点項目の認定、承認等は申請中や見込みであっても該当となりますか。	<p>申請日の属する期の申請締切日までに認定等を受けている場合、審査において加点を行います。申請日現在で認定等を受けていない場合は、申請日の属する期の申請締切日までに認定証等の写しを追加で提出してください。</p> <p>なお、認定申請先へ標準の事務処理期間を無視して催促することは控えるようお願いします。</p>
2 補助対象要件等	Q2-6	1次産業の事業者は補助対象になりますか。	<p>取り組む事業がDXツールの導入によって労働生産性を向上させるものである場合は、対象となり得ます。</p> <p>なお、該当事業者が、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関から申請する事業や事業全体の運営に対して補助金又は助成金等を申請・受給している場合は、補助対象外となります。</p>
2 補助対象要件等	Q2-7	同一事業者が複数の事業を申請することは認められますか。	<p>県内中小企業者等に幅広くDXによる生産性向上に取り組む機会を提供するため、申請受付期間全体を通じて同一事業者が補助を受けることができるのは1事業のみです。</p> <p>そのため、先に申請した事業が交付決定された場合、他の期に申請した事業は補助対象外となります。（同一期の複数申請も認められません。）</p>

埼玉県中小企業DX導入支援補助金Q & A

(令和8年6月2日現在)

分類	番号	質問	回答
2 補助対象要件等	Q2-8	本補助金と国や県など公的機関の他の補助金の両方を利用することはできますか。	補助を受けようとする経費について、他の補助金との重複利用は認められません。 本補助金と同内容の事業計画で採択された補助金の事業計画に計上されている対象外経費については、既に他の補助金にて支援を受けている同内容の事業に対する上乗せ補助になってしまうため、補助対象とはなりません。
2 補助対象要件等	Q2-9	他の補助金に申請していますが、補助事業の実施場所の住所が異なれば本補助金の申請ができますか。	補助対象経費の重複は認められません。補助事業の実施場所が同一事業所でなければ本補助金の申請は可能です。ただし、事業所の住所(番地)が異なっても、同じ敷地内に事業所がある場合には、同一の事業所とみなす可能性があります。
2 補助対象要件等	Q2-10	社内全体の業務改善のため、全事業所にDXツールを導入・活用しようと思っていますが、A事業所とB事業所でそれぞれ別に申請する必要がありますか。	同一の事業について複数の事業所を対象として実施する場合は、事業者単位でまとめて申請していただく必要があります。 なお、県外に所在する事業所への導入に要する経費は対象外となります。
2 補助対象要件等	Q2-11	親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に、補助対象事業に係る業務等を発注・依頼する場合には対象となりますか。	補助対象にはなりません。
2 補助対象要件等	Q2-12	自身の家族・親族が経営する会社に、補助対象事業に係る業務等を発注・依頼する場合には対象となりますか。	補助対象にはなりません。
2 補助対象要件等	Q2-13	業務を他社に委託しており、その業務に関するツールを導入する場合は補助対象となりますか。	本事業は補助を行った事業者の生産性向上を支援するものであり、委託先の他者の生産性向上を目的とした事業は対象外となります。 なお、業務の一部のみを委託し、業務の主たる部分を自社で行っており、DXツールの導入によって自社の労働生産性が向上する事業を計画・実施する場合は補助対象となり得ます。 また、受託事業者が申請する場合も補助対象となり得ますが、交付要綱第3条(3)に規定している「補助対象となる事業が県内の自社の事業所で実施するものであること」を満たしている必要があります。
3 補助対象経費	Q3-1	補助金申請・交付決定前に既に補助対象事業に係る支払いを終えている場合、対象となりますか。	補助金申請・交付決定前に既に支払いを終えている場合には、対象とはなりません。
3 補助対象経費	Q3-2	補助対象経費は、事業期間終了後に支払った経費でも補助対象になりますか。	各期の事業期間末日までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。
3 補助対象経費	Q3-3	補助対象事業にかかる消費税は、補助対象になりますか。	補助対象にはなりません。
3 補助対象経費	Q3-4	本補助金の交付申請にあたり、行政書士等に交付申請書の作成等を依頼する場合には、申請書作成費用などの交付申請にかかる経費は補助対象となりますか。	補助金の交付申請に係る経費は対象とはなりません。
3 補助対象経費	Q3-5	DXツールの導入に際し、専門業者等へ支払った経費は、補助対象経費になりますか。	予め事業計画において計上された導入関連経費(導入に必要な調整作業や付随して必要となる機器の運搬、動作確認、マスタ設定等の導入時に要する経費)については、補助対象となります。
3 補助対象経費	Q3-6	県外の事業所で使用するためのライセンス取得などの費用も補助対象になりますか。	県外の事業所で使用する予定のライセンス取得費用やシステム構築・調整費用は本補助金の補助対象経費にはなりません。 そのため、それらを含めた計画を申請する場合は、県内事業所でのDXツール導入等に要する経費と県外事業所への導入に要する経費が明確に分かる計画及び根拠資料等を御提出ください。
3 補助対象経費	Q3-7	同一の補助事業において複数のDXツールを補助対象経費に含めることはできますか。	複数のツールの導入が一つの補助事業として必要かつ効果的と判断できる関係性(目的達成に必要な機能や連携による効果の増幅)があると認められる場合には補助の対象となります。
3 補助対象経費	Q3-8	DXに関する知識を学ぶための研修やセミナー費用については、補助対象となりますか。	一般的なDXに関するセミナー・研修への参加・実施は、本事業の趣旨とは異なる取組であるため、補助対象外となります。 なお、補助対象となるDXツールの導入にあたって必要となる社員の習熟のための研修などの教育費用や専用のツールマニュアル作成費用については補助対象となり得ます。
3 補助対象経費	Q3-9	DXに関するコンサルティング契約にかかる費用は補助対象となりますか。	デジタル化・DX全般に関するコンサルティング契約にかかる費用は補助対象外となります。 なお、補助対象となるDXツールの導入にあたって必要となる導入サポートとして該当事業のみに対するコンサルティングは対象となり得ます。
3 補助対象経費	Q3-10	補助対象となるツールの単価が10万円未満の場合は複数種類購入したり、必要な付属機器を購入したりすることで10万円以上となれば、補助対象となりますか。	補助対象となります。ただし、補助対象となる事業の目的を達成するために必要な範囲内でしか補助対象経費として認められません。
3 補助対象経費	Q3-11	ツールの最新版への買い替えや新制度への対応を目的とした更新は補助対象経費になりますか。	いずれも本事業の趣旨であるDXによる生産性向上の取組を促進するという目的に該当しないため、補助対象とはなりません。
3 補助対象経費	Q3-12	1年分までのクラウドサービス利用料やリース料等を前払いするような場合、どの部分が補助対象経費になりますか。	交付決定後、利用開始日から1年間までにかかる経費で、補助金交付決定日から事業完了締切日までの期間に支払った金額が契約書や見積書などで確認できる経費が対象となります。 なお、前払いではなく、月額での支払いの場合、事業完了締切日までに支払いを完了している分の経費のみが対象となります。

埼玉県中小企業DX導入支援補助金Q & A

(令和8年6月2日現在)

分類	番号	質問	回答
3 補助対象経費	Q3-13	補助対象経費のクレジットカードによる支払は可能でしょうか。可能の場合、留意事項はありますか。	クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限ります（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。）。 業務上やむを得ず、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、上記のクレジットカード払い時のルール（補助事業の期間内に引き落としが完了していることが必要）に加えて、補助対象者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間内に行われること、補助対象者が経費を負担したことが判明する立替払精算の関係書類を提出することが必要となります。
4 補助対象経費	Q3-14	オークションやフリーマーケットなどで機器を購入した場合は補助対象となりますか。	オークションやフリーマーケットなどについては、取引相手との関係性が不明瞭であることや適切な金額であるかが曖昧であることから対象外となります。（インターネット上での同様の取引や個人間取引プラットフォームによる取引も対象外です。）。 なお、機器の購入だけでなく、DXツールの調整作業等作業の依頼についても同様に対象外となります。
3 補助対象経費	Q3-15	交付申請時に計上したツールや機器と同程度の機能を有するダウングレード品や型落ち製品、中古品、あるいは類似商品を購入した場合においてもそれらは補助の対象に含まれますか。	交付申請時に計上したツール・機器と異なる製品（新品と中古品における変更も含む。）の購入を希望する場合には、事務局に事前に相談のうえ、その指示に従い、変更承認申請等の適切な手続きを済ませてください。所定の手続きをせずに申請者の判断のみでこれらの変更を行った場合、原則として補助対象経費として認められないこととなりますので、十分にご留意ください。
3 補助対象経費	Q3-16	いわゆる「新古品※」や「展示品」は中古品に含まれますか。 ※ 新品未使用かつ未開封で在庫保管されている間に新機種などが発売され、生産が終了したもの	いずれも一度も一般の使用に供された状態ではない限り、中古品ではなく新品と扱って差支えありません。 ただしこれらの製品の性能上に何らかの劣化が予め確認できる場合には、事務局に事前にご相談のうえ、指示に従ってください。
3 補助対象経費	Q3-17	先ずはノーコードツールを導入し、社員にその操作を覚えてもらいながら、幅広く業務の効率化につながるようには思案してもらいたいと考えているが、そのような場合も補助対象となりますか。	ノーコードツールは汎用性の高いツールであり、補助対象となり得ますが、本補助金に申請される場合には、具体的に労働生産性向上の対象となる業務や、期待される効果、さらには一連の実施計画までを明示していただく必要がありますので、ご留意願います。
3 補助対象経費	Q3-18	研修管理ツールには、補助対象に含まれますか。 また、講座の受講料までも補助対象に含めることができますか。	本補助金で対象とされるのは、従業員への学習教材の配信や成績などを統合して管理することで労働生産性の向上に資する学習管理運営のためのシステム構築に要する費用であり、具体的な学習コンテンツの利用料、講師謝礼、講座の受講料に該当するものは、補助対象に含まれません。
3 補助対象経費	Q3-19	生産管理システムを導入するためには、ソフトウェアのインストールのみだけでなく、既存機器の改修も必要となる見込みですが、その改修費用も補助対象となりますか。	お見込みのとおりです。 (導入するDXツールを運用するために必要となる機器の導入・既存機器の改修費用は補助対象となります。)
3 補助対象経費	Q3-20	新規事業に要する経費は補助対象となりますか。	補助対象経費とはなりません。 本補助事業では、DXツールの導入により労働生産性向上に取り組むための経費を補助することとしており、過去実績がない事業については、労働生産性が向上しているか比較や確認ができないため補助対象外となります。
3 補助対象経費	Q3-21	既存システムの更新や改修時に要する経費は補助対象となりますか。	システムの単純更新は補助対象にはなりません。本補助金を活用して新たなDXツールを導入するにあたり情報連携を行う必要があるといった理由などでの更新・改修は対象となり得ますが、単純なバージョンアップや機能追加は対象となりません。
3 補助対象経費	Q3-22	ホームページの開設・更新やSNSアカウントの作成費用は補助対象になりますか。	単純な広報用のホームページの開設・更新やSNSアカウントの作成費用は補助対象とはなりません。 なお、E(サイトや予約管理システムの作成に伴ってホームページを新設もしくは既存のホームページを改修する必要がある場合は補助対象となり得ますが労働生産性向上に資することを具体的に示していただく必要があります。
3 補助対象経費	Q3-23	ツールを導入するにあたり、不足している分の端末を購入しようと思いますが、補助対象経費に含まれますか。	既に導入されている端末に追加する場合、事業規模拡大や新規事業開始時の経費との判別が困難であるため、補助対象外となります。
3 補助対象経費	Q3-24	既に導入済みのシステムを運用するための機器・端末を購入しようと思いますが、補助対象経費に含まれますか。	本事業は生産性向上に資するDXツールを導入することで労働生産性向上に取り組んでいただくことを目的としています。 DXツールは、システム及びITツール（ソフトウェア）を指します。 既存のシステムを運用するための機器・端末の購入については、本補助金の目的に沿わないため、補助対象外とします。
3 補助対象経費	Q3-25	セキュリティ対策ソフトの導入については、補助対象経費になりますか。	本事業は生産性向上に資するDXツールを導入することで労働生産性向上に取り組んでいただくことを目的としており、セキュリティ対策ソフトの導入は本補助の目的に沿わないため、補助対象外とします。 なお、DXツールの導入に当たり、セキュリティ対策の必要があり、導入するツールのために特別にセキュリティ対策を施す必要がある場合はその経費も対象となり得ます。
3 補助対象経費	Q3-26	AIを搭載したロボットの導入は補助の対象となりますか。	本事業は生産性向上に資するDXツールを導入することで労働生産性向上に取り組んでいただくことを目的としています。 DXツールは、システム及びITツール（ソフトウェア）を指します。 AI搭載のロボットについては、ハードウェアを主体とした導入となりますので補助対象外となります。 なお、導入したITツールの運用に当たり、ロボットの導入が必要不可欠である場合は、補助対象経費となりますが実施計画等で具体的に必要性を示していただく必要があります。
3 補助対象経費	Q3-27	補助対象経費として計上していたリース等について、途中解約してしまった場合の取扱はどうなりますか。	補助対象期間内において途中解約をした場合には、その利用期間までの利用分までが補助対象となります（この場合、按分計算となりますが、その結果、補助対象経費が10万円未満となる場合は、補助金は全額支払われませんのでご注意ください。）。 また、もともと補助対象期間よりも長期の契約であって、補助対象期間が超過した後に途中解約した場合には、交付金額の返還等の事由には該当しませんが、途中解約による違約金等が発生した場合には自己負担となります。

埼玉県中小企業DX導入支援補助金Q&A

(令和8年6月2日現在)

分類	番号	質問	回答
3 補助対象経費	Q3-28	フルスクラッチでのシステム作成（既成製品・サービスの自社最適化・改修ではなく、新規・オーダーメイドでシステムを作成する）場合は補助対象となりますか。	フルスクラッチでシステムを作成する場合、導入するツールの費用面も含めた妥当性や生産性を向上させる効果等が申請時点では確定しにくく、審査することが非常に困難であることから、補助対象外とします。
3 補助対象経費	Q3-29	システムを自社の業務に合わせて機能拡張・調整（セミスクラッチ）する場合は補助対象となりますか。	補助対象となり得ます。導入するDXツールの概要や機能について、どのような機能拡張や調整を行うのかも含め、具体的に分かる資料を申請時に御提出ください。
3 補助対象経費	Q3-30	キャッシュレス決済の導入にあたって、対象期間中の決済手数料は対象となりますか。また、決済システムの月額利用料は0円で決済端末の月額利用料のみ発生する場合は補助対象となりますか。	決済手数料は、DXツールの導入に伴って発生する経費ではなく、キャッシュレス決済を利用した売上に基づいて発生する費用であることや補助申請時に発生する金額が確定しないため、審査することが困難であることから補助対象外となります。また、導入するシステムの費用は無料で決済端末の月額利用料（リース費用）のみ発生する場合は、導入するシステムの運用に必要と認められる端末の導入費用として補助対象となり得ます。
3 補助対象経費	Q3-31	導入したDXツールや機器に関するメンテナンス・修理などの保守に係る費用は補助対象となりますか。	本補助金の趣旨としては、生産性向上に資するDXツール及びDXツールの運用に必要となる機器の導入時に発生する費用を補助するものです。そのため、運用を維持するために必要となるコスト（ツール・機器自体のリースやサブスクリプション費用を除く）については、補助対象外となります。
3 補助対象経費	Q3-32	工場の生産管理システムの導入に合わせて生産工程の状況を社員に把握してもらうため、工場内に大型ディスプレイ2台（合計40万）、事務所に大型ディスプレイ1台（20万）を導入予定です。この場合ディスプレイ3台（60万）は補助対象となりますか。	DXツールの運用のために必要な機器については補助対象となり得ます。ディスプレイの設置により生産工程の状況を社員が把握することが、生産管理システムの運用に必須である場合は補助対象経費となりますが実施計画等で具体的に必要性を示していただく必要があります。
4 補助金の交付	Q4-1	交付決定された金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。	交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額100万円だった場合、実際の補助対象経費の4分の3が110万円となっても補助金は100万円となります。
4 補助金の交付	Q4-2	補助対象経費を100万円で申請し交付決定されましたが、補助対象事業終了後、補助対象経費が100万円未満となった場合、補助金は全額受けられなくなりますか。	補助対象経費が100万円未満となる場合は、全額対象外となり、補助金は支払われません。
4 補助金の交付	Q4-3	補助金はいつもらえますか。	補助金は補助対象事業終了後、精算払となります。その間の資金は、補助対象者御自身で確保していただくこととなります。事業完了後、実績報告書を県へ御提出していただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金交付請求書等を県に御提出いただき、指定された金融機関口座にお振込みします。
5 申請手続き	Q5-1	補助金申請は電子メールでできますか。添付ファイル名はどのようにしたらいいですか。	申請は専用ウェブサイトによる申請となります。なお、審査を円滑に行うため、添付ファイルは様式ごとにファイルを分け、ファイル名を公募要領P.8-9及びP.11-12のとおりとしていただくようお願いします。（例）「実績報告書（事業者名）」
5 申請手続き	Q5-2	補助金の提出書類の作成を第三者に依頼する場合、行政書士以外の方に依頼することは可能ですか。	行政書士以外の者が補助金の提出書類の記入を有償で代行することは行政書士法に抵触するおそれがあるため、御留意ください。 【参考】 ○行政書士制度について（総務省ホームページから抜粋） 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。 (1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること (2)から(5)は省略 ※ 上記のうち(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（法第19条第1項）。（以下、省略）
6 その他	Q6-1	自社の決算期は3月です。補助対象事業において、DXツールの導入日が令和8年11月末日を予定しています。この場合、実施計画書に記載する労働生産性向上の目標とする決算期はいつになりますか。	本事業については、補助対象ツールの導入日以降に到来する決算期において、補助申請時直前の決算期と比較して労働生産性を向上させる計画を策定していただく必要があります。ただし、導入日から次に到来する決算期までの期間が6か月に満たない場合は更に次の決算期にて比較していただく必要があります。そのため、今回の事例では、以下の予定で計画を策定していただく必要があります。 ・DXツール導入前の基準となる決算期：令和8年3月期 ・労働生産性向上の目標とする決算期：令和10年3月期 【別例：6月決算、令和8年10月末日にDXツール導入予定の場合】 ・DXツール導入前の基準となる決算期：令和8年6月期 ・労働生産性向上の目標とする決算期：令和9年6月期
6 その他	Q6-2	生産性の向上については、資本生産性や全要素生産性の向上を指標とした計画でもいいですか。	本事業については、統一した基準により、審査及び交付対象の採択を行うため、補助交付要領第3条第2項で定められている実施計画書に記載されている計算式にて算出される労働生産性を基準とします。そのため、上記以外の基準を指標とした計画での申請はできません。
6 その他	Q6-3	実績報告時点では、まだ労働生産性向上に関する実績が確定しないが見込み値による提出でいいですか。	最終的な成果は「成果等報告書」を提出していただくため、実績報告時点で想定される見込み値による提出で差し支えありません。なお、成果等報告書の時点で正当な理由なく目標を達成していない場合は補助金交付要領第6条第1項第2号に基づき、補助金の返還を求められる可能性がありますので御注意ください。（例：導入したDXツールを正当な理由なく使用せず、労働生産性が向上していない。労働生産性は向上しているが別の要因によるものでDXツールを正当な理由なく使用していない。）